

平成 30 年 10 月 16 日

会 員 各 位

一般社団法人 愛知県建設業協会
専務理事 大 西 克 義

産業廃棄物の適正な処理に係る指導強化月間の実施について（依頼）

標記につきまして、愛知県環境部長から11月の一か月間を「産業廃棄物の適正処理に係る指導強化月間」とし、マニフェストの適正処理や廃棄物処理施設での維持管理が適正に行われているかの一斉立入指導を実施することに対する趣旨理解と啓発及び自主的なパトロールの実施等についても周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

以 上

※ 本室又は県内事務所等（東三河総局、新城設楽振興事務所、各県民事務所・各県民センター）

URL：[産業廃棄物に関する届出先及び問い合わせ先](#)



30 循環第 515 号
平成 30 年 10 月 15 日

一般社団法人愛知県建設業協会会長 様

愛知県環境部長



産業廃棄物の適正処理に係る指導強化月間の実施について
(依頼)

日頃から、産業廃棄物の適正処理推進に御尽力、御協力をいただきありがとうございます。

さて、本県では、例年 6 月と 11 月を「産業廃棄物の適正処理に係る指導強化月間」としてしておりますが、今年度も 6 月に続き、11 月 1 日(木)から 11 月 30 日(金)までを「産業廃棄物の適正処理に係る指導強化月間」とし、マニフェストの適正な使用や廃棄物処理施設の適正な維持管理の徹底等、産業廃棄物の適正処理の推進を目的として、産業廃棄物の排出事業者及び産業廃棄物処理業者等に対し、一斉に立入指導を実施します。

つきましては、この趣旨を御理解いただき、貴協会会員への周知・啓発及び自主的なパトロールの実施等について、御協力くださいますようお願いいたします。

担 当 資源循環推進課 廃棄物監視指導室
監視グループ(滝口)
電 話 052-954-6238(ダイヤルイン)
電子メール junkan@pref.aichi.lg.jp